

車いす移動車等に係る自動車税の減免のお知らせ

奈良県では、身体障害者等の方が専ら利用するために特別な装置(車いすの昇降装置、固定装置、浴槽等)を備えた8ナンバーの特種用途自動車の自動車税を減免する制度を設けています。

【減免の対象となる自動車】

- ・自動車検査証(車検証)の「車体の形状」欄が「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」、「入浴車」、「ドリー付入浴トレーラー」、「入浴フルトレーラー」、「入浴セミトレーラー」と記載されている特種用途自動車(8ナンバー車)であること。
- ・身体障害者等の方の利用に専ら供されていること。

【減免申請に必要な書類等】

利用形態	要 件	必要な書類等
特定の身体障害者等の方が利用する場合	当該自動車を利用する身体障害者等の方が身体障害者減免での「家族運転の場合の等級」に該当していること。 ※身体障害者減免の適用を受けている場合は、車いす移動車等に係る減免の適用はできません。 また、減免できる台数は身体障害者等の方1人につき1台までです。	①減免申請書 (所定のものがあります。) ②自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の写し (構造変更、名義変更などの変更登録と同時に減免申請される場合は、変更登録後のもの) ③手帳(原本) ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・戦傷病者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証 ④当該自動車を利用する身体障害者等の方からの減免申立書 (所定のものがあります。)
不特定多数の身体障害者等の方が利用する場合	自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の使用者欄に記載された事業者について、身体障害者等の方が当該自動車を利用する事業等を行っていること。	①減免申請書 (所定のものがあります。) ②自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)の写し (構造変更、名義変更などの変更登録と同時に減免申請される場合は、変更登録後のもの) ③左記の要件が確認できる、公的機関が発行する事業者指定通知書、事業許可証等の写し※ (社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、更生保護法人、特定非営利活動法人の場合は定款の写しでも可) ※令和2年度から自動車検査証(車検証)の「車体の形状」が「入浴車」等の場合も当該書類が必要になりました。

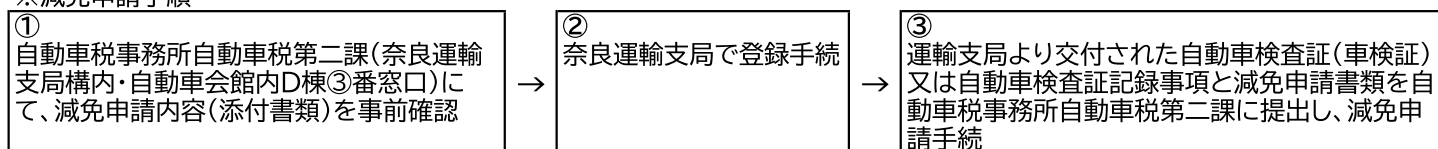
◎納税義務者本人が窓口で申請される場合は、マイナンバーカード、または番号通知カード(番号通知カードの記載事項に変更があった場合は個人番号記載の住民票)と本人確認書類をお持ちください。

【減免申請手続】

すでに当該減免要件に該当している場合は、必要な書類を揃えて自動車税事務所自動車税第一課または自動車税第二課にて当該車の自動車税の減免申請手続を行ってください。

なお、新たに当該減免に該当する自動車を取得される場合は、奈良運輸支局で登録をする前に、自動車税事務所自動車税第二課にて減免申請内容(添付書類)の事前確認を受けください。この場合の減免申請手順は以下のとおりです。

※減免申請手順



【特定の身体障害者等の方が利用する場合の減免できる範囲】

○身体障害者の方の障害の区分

身体障害者手帳の交付を受けている方		障害の級別
視覚障害		1級～4級
聴覚障害		2級・3級
平衡機能障害		3級
上肢不自由		1級・2級
下肢不自由		1級～3級
体幹不自由		1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級
	移動機能	1級～3級
心臓機能障害		1級・3級
じん臓機能障害		1級・3級
呼吸機能障害		1級・3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級・3級
小腸の機能障害		1級・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級
肝臓機能障害		1級～3級

※二つ以上の区分に障害がある場合は、いずれかの区分の障害が「減免できる範囲」の級別に該当していることが必要です。

※同じ障害の区分に重複して等級がある場合は、手帳交付先の福祉事務所にて区分ごとで合算した等級を確認してください。

○知的障害者の方の障害の区分

療育手帳をお持ちの方	A1(最重度)・A2(重度) *ただし、A(重度)と記載されているものも同様とする。
------------	---

○精神障害者の方の障害の区分

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で 通院医療費の公費負担を受けている方	1級 (自立支援医療受給者証(精神通院)を受けている方に限ります。)
---	---------------------------------------

○戦傷病者の方の障害の区分

戦傷病者手帳をお持ちの方	減免のできる障害の程度は自動車税事務所 自動車税第一課あてお問い合わせください。
--------------	---

※複数の手帳の交付を受けている場合は、全ての手帳を提示してください。

【車検を受けるとき】

継続検査時における自動車税の納税確認については、納税証明書を提示する方法に加えて、電子的に自動車税の納税情報の確認も行えますので、運輸支局において納税証明書を提示しなくても、車検証の返付を受けることができます。なお、納税証明書の交付は廃止しませんので、従前どおり納税証明書の交付を受け、提示する方法により、車検証の返付を受けることもできます。

【問い合わせ先】

名称	所在地	電話番号
奈良県自動車税事務所 (自動車税第一課)	〒639-1184 大和郡山市満願寺町60の1(郡山総合庁舎内)	0743(51)0081
(自動車税第二課)	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981の8(自動車会館内)	0743(57)0300